指定訪問介護事業所 株式会社 ケアサービス伊東 てまり営業所 指定訪問介護 [指定介護予防訪問介護]、及び第1号訪問事業運営規程

第1条 (事業の目的)

株式会社ケアサービス伊東が開設する指定訪問介護事業所株式会社ケアサービス伊東 てまり営業所(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護[指定介護予防訪問介護]、 及び第1号訪問事業の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員 及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者 (以下「訪問介護員等」という)が、要介護状態[介護予防にあっては要支援状態]に ある高齢者に対し、適正な指定訪問介護[指定介護予防訪問介護]、及び第1号訪問事業を提供することを目的とする。

第2条 (指定訪問介護の運営の方針)

指定訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、 その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事 の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 (指定介護予防訪問介護の運営の方針)

利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

- 2 指定介護予防訪問介護の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握(モニタリング)をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。
- 3 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握 し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者 のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

第4条 (事業所の名称等)

- ① 名称 指定訪問介護事業所 株式会社ケアサービス伊東 てまり営業所
- ② 住所 千葉県八千代市勝田台北 1-5-19

第5条 (職員の職種、員数及び職務内容)

① 管理者…1名

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- ② サービス提供責任者…2名以上
- ・ 訪問介護計画〔介護予防訪問介護計画〕の作成・変更等を行い、利用の申し 込みに係る調整を行うこと。
- ・ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等、居宅介護支援事業等との連携に関すること。
- ・ 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、 利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。
- ③ 訪問介護員・・・常勤換算後の人数で、2.5名以上
- ・ 訪問介護員は訪問介護計画〔指定介護予防訪問介護計画〕、及び第 1 号訪問 事業計画に基づき、指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕、及び第 1 号訪 問事業の提供にあたる。

第6条 (営業日及び営業時間)

- ① 営業日
- 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び12月31日から翌年1月3日までを除く。
- ② 営業時間
- ・ 営業時間は、午前9時00分から午後6時00分までとする。

第7条 (事業の内容及び利用料等)

指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合を乗じた額とする。

- ① 身体介護
- ② 生活援助
- 2 指定介護予防訪問介護の内容は次のとおりとし、指定介護予防訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額(月単位)とし、そのサービスが法定代理 受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
 - ① 介護予防訪問介護費(I)…1週に1回程度
 - ② 介護予防訪問介護費(Ⅱ)…1週に2回程度

- ③ 介護予防訪問介護費(Ⅲ)…1週に2回を超えた場合
- 3 外出介助等で交通機関を利用する場合は、訪問介護員の交通費を実費で徴収する。 また、次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、交通費 の実費を徴収する。

第8条 (通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は八千代市、千葉市、佐倉市とする。

虐待防止に関する事項)

- 第9条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次に掲げる措置を講ずる
 - (1) 虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
 - (2) 虐待防止担当者の選定及び設置
 - (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
 - (4) 虐待の防止のための指針の整備

(身体拘束等の適正化)

- 第10条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わないものとする。
 - 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
 - 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討 結果についての従業者への周知徹底
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(職場におけるハラスメント防止)

- 第11条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる 性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲 を超えたものにより従業 者の就業環境が害されることを防止するため、次に掲げ る措置を講ずる。
 - (1) ハラスメントを防止するための方針の明確化及びその周知・啓発
 - (2) 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 (以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を 講ずる。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修 及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の 変更を行う

(衛生管理等)

- 第13条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
 - 2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
 - 3 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を 講ずる。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。) を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

第14条 (その他運営についての留意事項)

事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後2ヶ月以内
- ② 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社ケアサービス伊東と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成26年11月1日より施行する。
- この規程は、平成27年4月1日より改定する。
- この規程は、平成29年6月1日より改定する。
- この規程は、平成30年9月1日より改定する。
- この規程は、令和3年7月1日より施行する。
- この規程は、令和4年4月1日より施行する。
- この規程は、令和6年4月1日より施行する。